

「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に6年連続で認定されました！

一般財団法人日本健康増進財団(代表理事：藤代 健太郎、以下「当財団」)は2024年3月11日付で「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人2024(大規模法人部門)」に認定されました。2019～21年のホワイト500認定を含め6年連続の認定となります。

健康経営優良法人認定制度とは、
優良な健康経営を実践している企業等を
「健康経営優良法人」として顕彰する制度です。
経済産業省が制度設計を行い、
日本健康会議が認定しています。



当財団は、「私たちは、法令・規律を守り、職員相互の理解と尊重に努め、健全経営のもと秩序ある職場文化をつくります。」を理念に掲げて健康経営に取り組んでおり、健康経営優良法人認定制度において、以下の「宣言した重点事項」への取り組みが評価されたものと考えております。

宣言した重点事項

- ① 健康診断受診後のフォローの徹底（重症化・発症予防、保健指導等を含む）
- ② 長時間労働への対応
- ③ 職場の活性化に向けた取り組み
- ④ 女性の活躍できる職場環境の整備

代表理事を含めた執行理事と次長職以上で構成する運営会議、安全衛生委員会、診療所、健康支援室が連携して具体的に健康維持増進の施策に取り組み、その成果を検証して改善を進め、検証結果や改善結果を公表していくことを繰り返し、より良好な職場環境を整備しております。

当財団は、今後も職員の心身の健康を確保し働きがいが高めることで、理念の実現に向けて取り組んでまいります。

以上